

## 陸側遮水壁タスクフォースの運営について

本タスクフォースの運営については、以下によるものとする。

- (1) 今回の検討内容には、企業秘密など企業活動上の権利等に関する情報が多く含まれるため、原則本タスクフォースについては非公開とする。
- (2) 会議の終了後、速やかに、当該タスクフォースの議事概要を作成し、これを公表する。また、配布資料についても、企業秘密など企業活動上の権利等に関する情報を除く資料について、これを公表する。
- (3) 必要に応じて、陸側遮水壁の進捗状況等について、汚染水処理対策委員会に報告を行うものとする。